

沼津市立沼津高等学校・中等部 P T A 特別教育活動振興事業補助金交付要綱

平成10年 7 月 16 日 市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、沼津市立沼津高等学校・中等部の特別教育活動を振興するため、沼津市立沼津高等学校・中等部 P T A に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「特別教育活動」とは、生徒の健全な心身の発達に寄与することを目的に部活動を育成、後援する活動をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金は、特別教育活動に要する経費の一部を助成する。

(補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則（平成17年 8 月 23 日）

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。